



もし身近な人が

犯罪被害にあつたら。

京都市犯罪被害者等支援条例

平成 23 年 4 月施行



京都市

市民みんなが心掛けたいこと

犯罪被害者の置かれている様々な状況を理解し、被害者の視点に立つて考え、行動することが、私たち市民一人ひとりに求められています。

互いに助け合って、犯罪の少ない地域社会を目指すとともに、犯罪被害者が安心して暮らせるよう、みんなで支えていきましょう。

市の責務

- ① 市は、基本理念にのっとり、国及び京都府との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならないものとします。
- ② 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならないものとします。

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮した対応に努めなければならないものとします。

市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならないものとします。

民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等の支援を推進するとともに、市の犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならないものとします。

一緒に歩こう。

京都市では、
「犯罪被害者等支援条例」に基づき、
被害者支援に取り組んでいます。



京都市では、犯罪等の被害にあわれた方が元の平穏な生活を取り戻すために、犯罪被害者の支援に特化した条例を平成23年4月に施行し、総合的な支援に取り組んでいます。犯罪被害者、そのご家族、ご遺族が再びおだやかに暮らせるよう、国や府、関係機関と協力し、適切な支援を行います。

犯罪被害者は、こんなことに苦しんでいます。

被害後の 様々な状況の変化

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

経済的な問題

- 主たる生計者の喪失
- 当面の出費
(葬祭費、医療費、転居費用、裁判費用など)
- 住居の問題
- 財産の喪失

仕事や就労の問題

- 入院等によるやむを得ない欠勤
- 就業困難、収入の途絶

家族・親族の支えあいの喪失

- 被害のショックで家族が精神的に余裕のない状態
- 家事、子育て、介護の問題

裁判に伴う様々な負担

- 裁判の傍聴、証言、意見陳述などでの時間や労力
- 損害賠償請求に伴う負担

周りの人の 言動による傷つき

- 周囲の人たちからの
中傷や興味本位の質問
- 配慮に欠けるマスコミの
取材や報道
- 犯罪被害者等は被害の
弁償を受け社会的にも保護
されているといった誤解
- 近隣や知人からの安易な
励ましや慰め
- 各種手続の窓口での
二次的被害



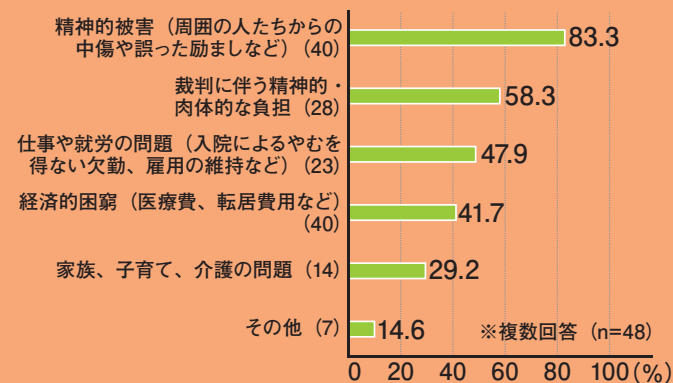
社会の中で孤立してしまうことも。

犯罪被害者の置かれた状況を
ご理解ください。



犯罪被害者は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などに苦しめられながらも、十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれています。
こうした状況を市民一人ひとりがしっかりと認識することが大変重要です。

直接的な被害の他に困ったこと



京都市犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査 (平成 22 年 10 月)

被害直後から元の平穏な生活を取り戻すまで 一緒になって支えていきます。

心のケア

犯罪などにより受けた精神的被害から、できるだけ早く立ち直れるよう、こころの健康増進センターにおいて必要なケアや相談を行います。

(政令市初)

観光旅行者等の 支援

市内で犯罪被害にあった観光旅行者や滞在者に対し、民間支援団体及び大学と連携して、相談や通訳派遣などのサポートを行います。(政令市初)

京都市犯罪被害者総合相談窓口

公益社団法人

京都犯罪被害者支援センター

大学との 連携

大学やその他の教育研究機関と連携して、犯罪被害者等の支援に関する啓発と、支援の推進を担う人材の育成に取り組みます。(政令市初)

日常生活の支援

犯罪などにより生活に困窮する被害者に生活資金の給付を行います。

(政令市初)

対象：殺人、傷害など生命・身体犯罪の被害にあった市内居住者で、生活貧困と認められる被害者または遺族
金額：30万円

住居の提供等

犯罪などにより、これまでの住居に住めなくなった方には、一時的な住居などを提供します。

対象：被害により従前の住居に居住することが困難となった市内居住者
提供住居：短期 / 社会福祉法人などの民間シェルター (政令市初)
中期 / 市営住宅の優先入居、民間住宅の情報提供

こちらまでご相談ください。



京都市犯罪被害者総合相談窓口
公益社団法人
京都犯罪被害者支援センター

相談電話

075-451-7830

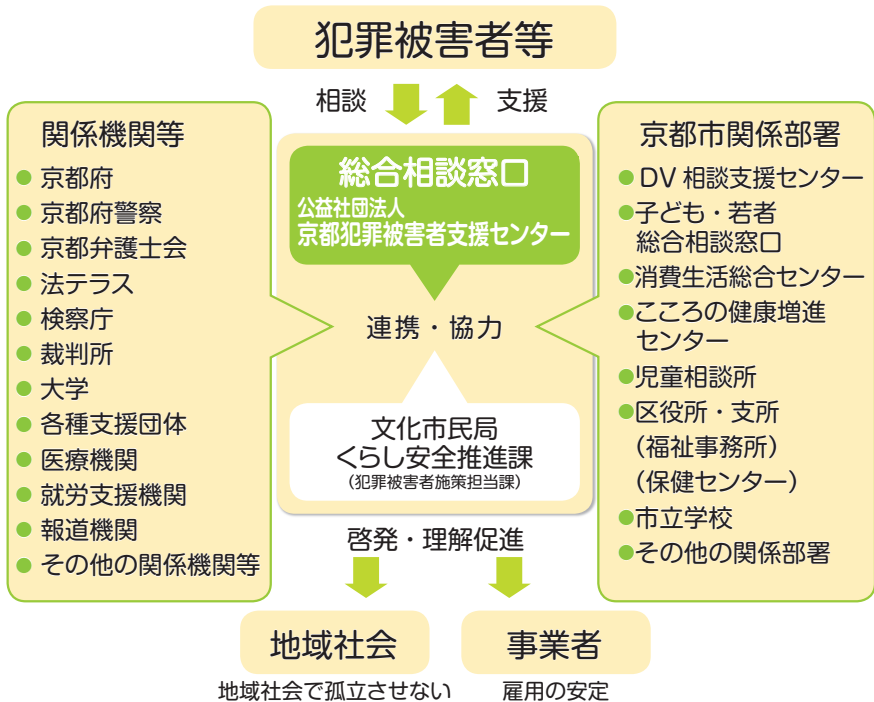
よいひと なやみゼロ

月～金 13～18時（祝日・年末年始を除く）

犯罪や交通事故などの被害者や家族、友人、知人、周辺の方に対し、電話や面接での相談を通じて、悩みの解決や心のケアを支援します。

どうぞお気軽にご相談ください。

京都市における犯罪被害者等支援のためのしくみ



京都市文化市民局市民生活部暮らし安全推進課

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 2 階

Tel.075-366-1366 Fax. 075-213-5539

